（令和８年度以降）

変更後

別紙２

## 特定事業所集中減算を適用しない「正当な理由」について

①　居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合

②　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合

③　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数（給付管理を行った件数）が２０件以下である場合

④　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均１０件以下である場合

⑤　災害その他やむを得ない理由があると市長が認めた場合